平成21年度は土地や家屋の評価替え

縦覧と閲覧は4月いっぱい

固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日に所有する固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者がその固定資産の価格を基に算定された税額をその資産のある市町村に納める税。市民税と共に環境衛生や福祉など、さまざまな行政サービスを行うための重要な財源となっています。

都市計画税は市街化区域、用途区域内に土地・家屋を所有する人が、固定資産税と併せて納める目的税。土地区画整理事業や道路・公園整備などの都市計画事業の費用に充てられます。

土地評価は均衡・適正に

評価替えにあたり、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づく適正な評価を目指し、評価の見直しを行いました。

宅地の評価は、地価公示価格などの7割を目標に、地価公示地以外に多数の標準宅地を選び、平成20年1月1日を価格調査基準日として不動産鑑定士の鑑定評価を実施。地価下落を反映させるため、さらに半年間の下落修正を行い各土地の評価額を算定しました。

■ 税負担の均衡化

土地の固定資産税は、税額が急に上がらないように、本年度の評価額に対する前年度課税標準額（税額算出時に税率を掛ける額）の割合（負担水準）に応じて、税負担の調整措置をしています。

この措置により、負担水準の低い土地については、税負担の公平性が早期に実現できるように引き上げ、負担水準の高い土地は税負担の据置や引き下げを行い均衡化を図っています。

■ 都市計画税の調整措置

都市計画税も、固定資産税と同様に税負担の調整措置をしています。

経過年数などを考慮し家屋を評価

家屋の評価は、新築家屋と同じ建物をその場所に再度建築した場合に必要な建築費（再建築価格）を求め、木造・非木造の別に資材物価の変動を反映させる数値（再建築費評点補正率）を乗じ、経過年数による減価などを考慮して決定されます。

昨年中に新増築された家屋には、評価替えに伴う新しい評価基準（平成21年基準）を適用。これは平成19年1月現在の東京都の建築資材などの物価動向から算定された全国統一の基準を基に、地域差などを補正して適用されます。

縦覧と閲覧は4月1日から

土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧を行います。内容については、本紙3月1日号の7ページをご覧ください。

日時＝4月1日(水)～30日(木)の執務時間内

会場＝市役所資産税課、大胡・宮城・粕川支所（各支所は管内の土地・家屋のみ）

問い合わせは土地については資産税課☎898－6217、家屋については☎898－6218、償却資産・その他の固定資産税については☎898－6216へ

固定資産の評価審査申し出できます

固定資産課税台帳の登録価格に対し不服がある場合、適正かつ公平な価格を審査するために設置された固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。この委員会は市長が市議会の同意を得て委員を選任した機関であり中立的に審査を行います。審査の申し出ができる期間は、次のとおりです。

期間＝納税通知書を受けとった翌日から60日以内

問い合わせは市民税課☎898－6210へ

固定資産税などの通知書 届いたら確認を

問い合わせは
課税については　**資産税課**　☎898－6216
納付については　**収納課**　☎898－6226

本年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を今月中旬に届くよう発送します。納税通知書には、税額・納期・課税の根拠などの明細を記載。また、領収証書貼付欄も設けています。なお、住所などに変更があった場合や課税の内容に気付いた点があるときは、同封のハガキに記入して返送してください。

太陽光発電や浄化槽　設置費の一部を補助します

住宅用太陽光発電システム設置費と浄化槽設置工事費の一部を補助します。補助を受けるには、工事をする前に申請し、交付決定を受けることが必要。必ず事前に環境課へ問い合わせてください。申し込みは先着順。予算額に達した時点で受け付けを終了します。

■ 太陽光発電設置費の一部補助

住宅用太陽光発電システムを新規に設置する個人に補助を行います。

対象＝来年3月31日(水)までに住宅用太陽光発電システムの設置工事を完了し、電力会社と受給契約を締結して実績報告書を提出できる人

補助金額＝1キロワット当たり6万円（24万円以内）

申し込み＝来年2月26日(金)までに環境課へ直接

■ 浄化槽設置費の一部補助

生活雑排水がそのまま排出されると、河川が汚れるなど、環境に悪影響を及ぼします。し尿だけでなく雑排水を処理できる浄化槽を設置する個人に次のとおり補助を行います。また、新・増築や建て替えを伴わずに、既存の単独処理浄化槽や汲み取り槽を適切に撤去・処分して合併処理浄化槽に換える場合、補助金を加算します。

対象＝下水道などの整備予定がない地域（一部下水道認可区域含む）で、一般住宅や店舗併用住宅（居住用部分が2分の1以上）に浄化槽を設置し、来年3月31日(水)までに工事を完了して実績報告書を提出できる人

補助金額＝〈**5人槽**〉15万円以内〈**6・7人槽**〉20万円以内〈**8～10人槽**〉25万円以内〈**既存単独処理浄化槽などからの転換加算**〉上記金額に30万円以内で加算

申し込み＝来年1月29日(金)までに環境課へ直接

問い合わせは　**環境課**　☎898－6292

太陽光発電システム設置で706世帯分の電力を発電

本市では、太陽光発電システムの設置補助に629件（平成17年度～平成20年度の実績）の利用がありました。この結果、年間でグリーンドーム前橋1杯分のCO_2が削減に。また、推定年間発電量を基に計算すると、約706世帯分（推定年間発電量÷1世帯あたりの年間消費電力量）の電力を賄うことができました。

交付件数	太陽電池の出力	推定年間発電量	CO_2削減量（排出されなかったCO_2量）	1世帯あたりの年間消費電力量	（参考）設置者の平均出力
629件	2,416.18kW	253万9,888.42kWh/年	140万9,638.07kg-CO_2/年	3,600kWh/年	3.84kW
※1		※2	※3	※4	

※1　H17年度からH20年度の補助実績
※2　［推定年間発電量(kWh/年)］=太陽電池アレイ出力(kW)×システム利用率×365(日/年)×24(時間/日)
　　システム利用率とは年間カレンダー時間（24時間×365日=8,760時間）に対する稼働率。日本における年平均値は、0.1～0.15程度（一般的に0.12）
※3　［CO_2削減量(kg-CO_2)］=推定年間発電量(kWh/年)×CO_2排出原単位(kg-CO_2/kWh)
　　本市におけるCO_2排出原単位については、市地球温暖化防止実行計画により0.555(kg-CO_2/kWh)を使用
※4　新エネルギー財団ホームページ「もっと知りたい身近な新エネ/太陽光」より出典
※　算出式:新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)ホームページより出典

合併処理浄化槽設置で水に優しい生活を

わたしたちの生活から出される生活排水に含まれる汚れは1日当たり約40グラムと言われています。そのうち便所が13グラム、生活雑排水（台所・風呂・洗濯など）が27グラムで、その大半が台所からの排水といわれています。水の汚れに関心を持ち、暮らしの中から出る汚れを減らしましょう。

単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の処理性能比較
排出BOD※量（浄化槽構造基準の住宅汚水標準値g/人・日）
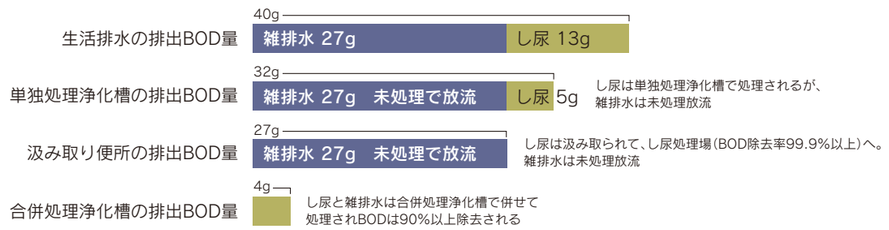
※BOD：生物的化学酸素要求量。汚水中の汚れの有機成分を示す。
出典：「浄化槽の日」ニュースレター